

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 16 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

高額療養費の見直しに伴う関係政令等の改正内容について
(平成 29 年 8 月施行分)

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高額療養費の見直しにつきましては、「高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直し内容について」（平成 28 年 12 月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）においてその概要をお知らせし、その後、「高額療養費制度の見直しに係る意見照会について」（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、外来療養の年間上限、特定給付対象療養の算定基準額等及び現役並み所得者区分細分化後の表記について、意見照会を実施したところです。

これらを踏まえ、厚生労働省においては、今後、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）等の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定ですが、あらかじめ、今回の改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

また、意見照会においていただいた具体的な御意見への回答や事務取扱については、別にお知らせする予定です。

今後とも、国民健康保険制度の運営に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の改正は、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、70 歳以上の高額療養費の算定基準額等を見直すものであること。

第2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）
の改正の内容

1 70歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項

① 算定基準額については、次のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (課税所得145万円以上)	44,400円 →57,600円
一般 (課税所得145万円未満※)	12,000円 →14,000円	44,400円 →57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ 収入合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

② 75歳到達時に受けた療養に係る算定基準額については、①の額の半分の額とすること。

③ 特定給付対象療養（国保令第29条の2第7項に規定する特定疾病給付対象療養及び同条第8項に規定する長期特定疾病を除く。以下同じ。）に係る高額療養費については、現行は所得によらず一律に一般所得者と同じ算定基準額を適用して支給しているところであるが、今回の改正においても同様の取扱いとし、特定給付対象療養に係る高額療養費の算定基準額は、以下のとおりとすること。

- ・70歳以上の者（入院療養） 57,600円
 - ・70歳以上の者（外来療養） 14,000円
- （75歳到達時は2分の1を乗じた額）

④ 特定疾病給付対象療養に係る高額療養費については、現行は国保令第29条の3第1項及び第3項から第6項まで規定する算定基準額に準じた額を適用して支給しているところであるが、今回の改正においても同様の取扱いとし、①及び②に準じて改正した額とすること。

2 外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項

今回の見直しにおいて、一般所得者及び低所得者については、新たに70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費制度が創設されることに伴い、その支給要件及び支給額並びに算定基準額等について、次のとおり定めることとする

こと。

(1) 外来療養に係る年間の高額療養費の支給要件及び支給額

具体的な規定ぶりは、追ってお知らせすることとする。

(2) 外来療養に係る年間の高額療養費の算定基準額

外来療養に係る年間の高額療養費の算定基準額は、14万4千円とすること。

(3) その他外来療養に係る年間の高額療養費の支給に関する事項

計算期間の途中で死亡した等により医療保険制度の加入者でなくなった世帯主等については、当該加入者の資格を喪失した日の前日を基準日とみなして、外来療養に係る年間の高額療養費の規定を適用することとする。

第3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生労働省令第53号）の改正の内容

1 基準日被保険者の保険者に対する外来療養に係る年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。

① 外来療養に係る年間の高額療養費の支給を受けようとする基準日世帯主等は、必要事項を記載した申請書に、当該基準日世帯主等が計算期間において負担した外来療養に係る一部負担金等の額の証明書及び基準日における基準日世帯主等の所得区分を証する書類を添付して、基準日に属する国民健康保険の保険者に提出すること。

② その他の取扱いについては、追ってお知らせすることとする。

2 計算期間において被保険者であった者が加入していた国民健康保険の保険者（1の保険者を除く。）に対する年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。

① 外来療養に係る年間の高額療養費の支給を受けようとする者（計算期間において保険者の被保険者であった者に限る。）は、必要事項を記載した申請書（支給兼証明書交付申請書）を、計算期間において加入していた国民健康保険の保険者に提出すること。

② その他の取扱いについては、追ってお知らせすることとする。

第4 施行期日

今回の改正の施行日は、平成29年8月1日とすること。